3　その他の電子委任状取扱業務の実施の方法

一　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、認定に係る業務については、専ら第３の１に規定する記録方法の標準に適合し、かつ、第３の２に規定する基本的な措置が講じられた電子委任状を取り扱わなければならない。

二　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱うときは、受任者の利用する電子証明書の発行番号（公的個人認証法第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び公的個人認証法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行番号にあっては、当該番号に対応し、当該番号等に代わる番号、記号その他の符号）等を当該受任者の識別子として電子委任状に記録する等の方法により、電子委任状と受任者の利用する識別子とを紐付けなければならない。

三　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、認定に係る業務の運用方針及び運用手順を定めた規程を作成し、公表しなければならない。

四　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱うときは、電子委任状に行われた電子署名が当該電子委任状取扱事業者が行ったものであることを確認できるようにするために必要な情報を公表しなければならない。

五　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、利用規約において、電子委任状に表示されている代理権の内容が当該電子委任状の有効期間内に消滅し、又は変更された場合には、委任者が、遅滞なくその旨を当該電子委任状取扱事業者に対し通知すべきことを定めなければならない。

六　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式の電子委任状を取り扱う場合において、委任者から第４の３の五の通知があったときは、遅滞なく、当該電子委任状の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法により記録し、当該情報を当該電子委任状の受領者等の求めに応じ自動的に送信する等の措置により、当該電子委任状の受領者等が当該電子委任状の失効の事実を容易に知り得るようにしなければならない。

七　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱う場合において、委任者から第４の３の五の通知があったときは、第４の３の六に規定する措置に準ずる措置を講ずることにより、当該電子委任状の受領者等が当該電子委任状の失効の事実を容易に知り得るようにしなければならない。

第５　その他電子委任状の普及を促進するために必要な事項

１　電子契約の当事者、電子委任状取扱事業者その他の関係者が、電子委任状を取り扱うときは、当該電子委任状の受領者等が、当該電子委任状等に長期署名（XAdES、PAdES等の長期署名に関する標準的規格に適合しているものに限る。）を行うことが可能となるよう努めるものとする。

２　電子契約の当事者、電子委任状取扱事業者その他の関係者は、電子委任状の機械判読性の確保を通じた電子委任状の利便性の向上を図るため、電子委任状の用途に応じた委任事項の類型化に努めるものとする。

３　電子委任状を用いた契約等においては、委任者、受任者等の認証手段としてマイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスの活用が期待されることから、主務省、関係者及び電子委任状取扱事業者は、協力してマイナンバーカードの普及の促進に努めるものとする。

別表第一

項目		記載項目	記載要否
委任者	法人の代表者の場合	国税庁が指定する法人番号	必須
		法人の商業登記における法人名称	必須※１
		法人の商業登記における本店所在地	必須※１
		法人の代表者の肩書き	任意※２
		法人の代表者名	任意※２
	個人事業主の場合	屋号	任意
		自然人の氏名	必須
		自然人の住所	必須
		自然人の生年月日	任意
受任者		受任者の識別名（氏名等）	必須
		受任者の役職・肩書	必須※３
		受任者の所在地	任意
		受任者検証符号（受任者の意思や行為が検証できる電磁的記録）	必須
		受任者検証符号のアルゴリズム名	必須
代表権		対象電子委任状を一意に示すＩＤ	必須
		代理権の内容	必須※３
		代理権の制限（行為先の特定等、補足が必要な場合に確認・記録）	任意
		委任期間	必須
電子委任状取扱事業者		事業者の電子委任状取扱サービスの名称	必須
		ポリシを記載している場所（ＵＲＬ）	必須
		事業者の電子署名アルゴリズム	必須
		失効情報の問合せ先（ＣＲＬＤＰ等）	必須

※１　電子証明書におけるこれらの記載はその利用者（受任者）に関する情報であるが、電子委任状取扱事業の場合であって、委任者及び受任者が同一組織に属す場合には、これらの記載を委任者の情報として扱うものとする。

※２　電子委任状取扱事業者が、代表者の本人確認等を行った上で、受任者の電子証明書を発行している旨をＣＰ／ＣＰＳ等に記載すること。

※３　受任者の役職・肩書又は代理権の内容のいずれかが記載されている場合には、もう一方の記載は任意とする。なお、電子委任状取扱事業者が、受任者の代理権の内容の確認を行った上で、電子委任状を受け取った者が、当該受任者の代理権の内容を特定できる場合には、受任者の役職・肩書及び代理権の内容の電子証明書への記載要否はいずれも任意とする。